

## マイナンバー制度⑤

# 「通知カード・個人番号カード」 Q & A



愛称：マイナちゃん

市民窓口サービス課および有明支所では、マイナンバーに関する相談窓口を開設しています。気軽にお尋ねください。

### 「通知カード」と「個人番号カード」の主な違いは何ですか？

|         |  |
|---------|--|
| 通知カード   | 個人番号を確認するためのものです。顔写真が付いていませんので、本人確認のための公的な身分証明書としては使用できません |
| 個人番号カード | 顔写真が付いていますので、個人番号の確認と本人確認のための公的な身分証明書として使用できます             |

### 「通知カード」 Q & A

Q 1. 不在で通知カードを受け取ることができませんでしたが、どこで受け取れるのでしょうか？

A 1. 市民窓口サービス課で保管していますので、次の書類を持参して受け取ってください  
○本人が受け取る場合…確認書類（運転免許証など）  
○代理人が受け取る場合…①依頼者本人の本人確認書類（運転免許証など）、②委任状、③代理人の本人確認書類（運転免許証など）

Q 2. 通知カードをなくした場合、再交付できますか？

A 2. 紛失、焼失、き損した場合は、有料（500円）で再交付できます  
※カードの追記欄の余白がなくなった場合は無料で交付できます

Q 3. 通知カードには有効期限がありますか？

A 3. 有効期限はありません  
※個人番号カードを申請した人は個人番号カードを受け取る際に通知カードを返納してください

### マイナンバー制度に関する問い合わせ先

・マイナンバー総合フリーダイヤル  
コールセンター（☎ 0120-95-0178）  
【平日】9時30分～22時  
【土・日曜、祝日】9時30分～17時30分  
（年末年始を除く）

### 「個人番号カード」 Q & A

Q 4. 個人番号カードは必ず申請する必要があるのでしょうか？

A 4. 申請は任意です

Q 5. 個人番号カードの有効期限はありますか？

A 5. 20歳未満の人は、発行から5回目の誕生日。  
20歳以上の人は、発行から10回目の誕生日です

Q 6. 個人番号カードの記載内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A 6. 引っ越しなどで、個人番号カードの記載内容が変更になった場合は、市民窓口サービス課または有明支所に個人番号カードを持参してください

Q 7. 個人番号カードをなくした場合はどうしたらいいのでしょうか？

A 7. ① 24時間365日いつでも相談できるコールセンター（☎ 0570-783-578）に連絡してください  
② 島原警察署または最寄りの交番に遺失届（盗難届）を提出してください  
③ 遺失届を提出した後、市民窓口サービス課または有明支所に紛失届（遺失届受理番号が必要）を提出してください

▶ 問い合わせ先 市民窓口サービス課窓口班  
（☎ 63-1111 内線 181・182）